

## 保育時間

### 1号認定（幼稚園部）

実施日	時間	実施しない日
月曜日～金曜日	9：00～14：00	土曜日、日曜日、祝日、代休日、三季休業日（7月20日～8月31日、12月25日～1月6日、3月23日～4月9日） ※4月1日は入園式・進級式となります。 ※三季休業日は土曜日、日曜日、祝日により変わることがあります。

### 2・3号認定（保育所部）

実施日	時間	実施しない日
月曜日～土曜日	保育短時間認定 8：30～16：30(最大)	日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)
	保育標準時間認定 7：00～18：00(最大)	

### 預かり保育（1号認定）【幼稚園部】

保護者の疾病や就労、兄弟姉妹の参観等により、一時的な保育を必要とする1号認定の子どもへの預かり保育を次のとおり行います。

実施時期	区分		保育時間	保育料
三季休業	A	終日利用	9：00～16：30	日額 1,300円
	B	午前利用	9：00～14：00	日額 800円
	C	午後利用	14：00～16：30	日額 500円
学期中	D	式日の利用	式典終了後～16：30	日額 1,000円
	E	平日の午後利用	14：00～16：30	日額 500円

※ 利用月の前月15日までに申請書の提出が必要です。

※ 区分A、B、Dの場合は、給食費（1食240円）が別途必要です。

※ 各区分内の利用時間によらず、預かり保育料は定額です。

※ 土、日、祝日、代休日、年末年始（12月29日～1月3日）の預かり保育はありません。

※ 1か月当たり15日までの利用となります。

※ 幼児教育・保育の無償化により、保育の必要性\*のある子どもは預かり保育料が1日450円まで無償化の対象となります。（月額上限11,300円。）

\* 「保育の必要性」とは、「週4日かつ、1日4時間以上就労している」などの条件を満たしていることをいいます。

\* 事前は無償化対象であることの認定を受ける必要があります。

### 延長保育（2・3号認定）【保育所部】

保護者の就労状況等により、通常の利用日及び利用時間以外での保育を必要とする2・3号認定の子どもへの延長保育を次のとおり行います。

認定区分	実施日	実施時間	延長保育料
保育短時間	月曜日～土曜日	7:00～8:30 16:30～18:00 18:00～19:00 (土曜日を除く)	(i) 保育標準時間内での利用は同一階層における保育標準時間と保育短時間の保育料の差額の金額。(3歳児以上は無料) (ii) 18:00以降の利用 基本料金…月額2,000円 (1日も利用がなくても必要) 利用料金…1回 200円
保育標準時間	月曜日～金曜日	18:00～19:00	基本料金…月額2,000円 (1日も利用がなくても必要) 利用料金…1回 200円